

紙巻たばこ等に係る入国旅客の携帯品免税枠の簡素化

平成29年11月29日  
関税・外国為替等審議会  
関税分科会  
財務省関税局

## **1. 現行制度の概要**

### (1) 携帯品免税制度

入国旅客が、その入国の際に携帯して輸入する物品については、旅客の通関手続上の便宜を図り、もって国際観光等を促進するため、個人的な使用に供するものに限って一定の範囲内で関税及び内国消費税が免除される（関税定率法第14条第7号並びに輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第13条第1項第1号及び同条第3項第1号）。具体的な免税枠については、関税定率法施行規則により定められている。

(参考1) 主な免税枠について

酒類3本、香水2オンス、たばこは下記(2)参照、その他総額20万円以下

(参考2) 「観光旅行のための通関上の便宜供与に関する条約」(昭和32年9月発効)(抄)

締約国は、旅行者の私用に供するために輸入する酒類、たばこ、香水、その他の物品等について一定の範囲内で免税輸入を認めることとされている。

### (2) たばこの免税枠

入国旅客の携帯品免税制度の下、たばこの免税枠についてのみ、①外国製・日本製、②居住者・非居住者の区分が設けられている。紙巻たばこの場合、居住者については、外国製200本に加えて、日本製200本が別途認められており、また非居住者については、外国製、日本製それぞれの免税数量が居住者の2倍に設定されている。

(参考3) 紙巻たばこの免税枠の変遷

①外国製・日本製の区分は、昭和39年にたばこ専売制の下、それまで輸入が禁止されていた日本製たばこについても「再輸入免税」により免税の適用を可能とするために設けられた。

また、②居住者と非居住者の区分は、昭和40年の「国際観光往来のための行政上の便宜供与に関するOECD理事会の決定」において「観光客に最低限400本」の免税枠を与えることとされたため設けられた。

## **2. 検討**

### (1) 見直しの必要性等

携帯品免税制度は入国旅客の通関手続上の便宜を図るため設けられた制度であるが、現行のたばこの免税枠は、①外国製・日本製、②居住者・非居住者を区分しており複雑な免税区分となっており、入国旅客にとって分かり

にくく、また、税関にとっても免税の可否の判断に時間がかかり、迅速な通関の妨げとなっている場合がある。

とりわけ、入国旅客数は 2011 年から 2016 年までの 5 年間で約 4 倍（622 万人から 2404 万人）に急増し、今後も 2020 年東京オリンピック・パラリンピック等の国際イベントの開催も予定されており、入国旅客数の更なる増加が見込まれる中、たばこの免税枠を簡素化することにより、迅速かつ効率的な通関を実現することがこれまで以上に必要となっている。

たばこの免税枠の簡素化にあたっては、米国、カナダ、EU、韓国等の諸外国の紙巻たばこに係る免税数量が概ね 200 本となっていることも踏まえる必要がある。

さらに、①外国製・日本製の区分を設けた理由であるたばこ専売制の下での輸入制限は既に廃止されており、②「国際観光政策に関する OECD 理事会の決定及び勧告」において、「旅行者に少なくとも 200 本」の免税枠を認める旨の内容に変更されているため（いずれも昭和 60 年）、現在、複雑な免税区分を維持する必要性も認められない。

## （2）見直しの内容

入国旅客が携帯して輸入するたばこの免税枠について、①外国製・日本製、②居住者・非居住者の区分を撤廃する。

また、紙巻たばこの免税数量については、米国、カナダ、EU、韓国等の諸外国の免税数量を踏まえ 200 本とするが、円滑な通関の確保の観点及び激変緩和措置として、まずは実質的な免税数量の変更を伴わない 400 本に統一し、2020 年東京オリンピック・パラリンピック等の国際イベントが終了する 3 年後を目途に、十分な周知を行った上、諸外国並みの 200 本とする。

なお、葉巻たばこ及びその他のたばこ（刻みたばこ及び粉たばこ等）についても、紙巻たばこの免税数量の見直しに併せて、同様の見直しを行う。

## 3. 改正の方向性

紙巻たばこに係る入国旅客の携帯品免税枠の①外国製・日本製、②居住者・非居住者の区分を撤廃して 400 本に統合・簡素化した上、3 年の経過期間後に 200 本とすることが適当ではないか。

また、これに併せて紙巻きたばこ以外のたばこ（葉巻たばこ、刻みたばこ及び粉たばこ等）についても、同様の見直しを行うことが適当ではないか。